

伊丹市教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	伊丹市教育委員会
任命権者	伊丹市教育委員会
計画期間	令和7年4月1日～令和11年3月31日（4年間）
伊丹市における障がい者雇用に関する課題	本市は、令和6年6月1日時点で法定雇用率を達成しているが、法定雇用率が令和6年4月に2.6%から3.0%（令和8年6月30日まで経過措置として2.8%）へ引き上げられたこと、令和7年4月1日に除外率（※）が10ポイント引き下げられることを踏まえ、今後とも障害者雇用率の達成を維持し、障がい者である職員がその有する能力を有効に発揮して職業生活において活躍することを一層推進するためには、更なる体制整備や各種取組が必要である。 ※除外率設定機関に係る除外率制度 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数（母数）を計算する際に、基準割合の区分に応じて設定された率（除外率）を乗じて控除することにより雇用義務を軽減する制度
目標	
① 採用に関する目標	【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.91% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標	職場環境を理由とした不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年度末に当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
③ ワーク・エンゲージメントに関する目標	【ワーク・エンゲージメント】初年度の基準を上回る ※初年度には実態に関するデータを収集する。 （評価方法）障がい者である職員に対し、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。
④ キャリア形成に関する目標	【障がい者が担当する職務の拡大】 本人の希望を踏まえ、毎年度1項目の新たな職域を開拓する （評価方法）人事記録を元に把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として教育総務部長を選任する（令和元年9月6日に選任済）。 ○障害者雇用推進者等（教育総務部長、教育総務部主幹、職員課長）

	を構成員とする「障がい者雇用推進チーム」を設置するとともに、同チームの下で実務者間の連携を図る。 ○「障がい者雇用推進チーム」については、原則として年1回、実務者チームについては適宜（概ね年1回以上）開催し、本計画の実施状況の点検・見直し等を議題として扱う。 ○市長部局と連携し、組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障がい者雇用推進チーム、実務者、障害者職業生活相談員等）を整備し、円滑な連携を行う。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、厚生労働省が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるよう努める。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するように努める。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○市長部局と連携し、現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力を踏まえ、一般事務補助、書類の電子化、廃棄文書の整理など軽易な業務の選定や創出に努める。 ○業務内容に関わらず、障がい者が従事できる可能性を検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○令和4年度に、福祉対応のエレベーター、身体障がい者対応トイレ、みんなのトイレ、音声誘導等を備えたユニバーサルデザインの新しい庁舎を開庁したところ、今後も、庁舎以外の施設も含めて、障がい者も利用しやすい職務環境の維持・整備に努める。 ○障がい者は必要に応じて、障害者職業生活相談員だけでなく、人事担当者、職場の上司等に相談することができるよう、人的相談サポート体制の充実に努める。 ○市長部局と連携し、重度の知的障がい者が配属される部署については、専門知識を有した指導員を配置する。 ○障がい者からの要望を踏まえ、市長部局と連携し、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直し、就労支援機器の導入を検討する。 ○障がい者が配属されている部署の所属長は、障がい者である職員が求めた場合は、定期的な面談等を通じて必要な配慮等を把握し、予算の範囲内で継続的に必要な措置を講じるように努める。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
(2)募集・採	○市長部局と連携し、障がい者を対象とした常勤職員の募集を採用

用	計画に基づき行う。 ○市長部局と連携し、障がい者を対象とした会計年度任用職員の募集を行う。この場合、勤務時間や週勤務日数において複数の選択肢を提供する。軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、幅広い障がい者の積極的な採用に努める。 ○障がい者の採用試験実施時に、受験者からの要望を踏まえ、配慮を行うよう努める。 ○採用過程において、一定期間の実習を導入するように努める。 ○障がい者の今後の採用方法のあり方について研究を進める。
(3)働き方	○在宅勤務や時差勤務を選択できる体制を維持し、制度の改善に努め、利用を促進する。 ○年次有給休暇などの各種休暇の利用を促進する。 ○既に任用されている会計年度任用職員について、障害に係る状況の変化による勤務時間や日数等の勤務条件の変更希望がある場合は、柔軟に対応する。
(4)キャリア形成	○採用の時点で中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。 ○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。
(5)その他の人事管理	○定期的な面談及び必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○市長部局と連携し、障がい者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助や通勤への配慮等を行う。 ○中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○本人が希望する場合には、市長部局と連携し、就労支援機関等と障害特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。 ○障がい者に対する全職員の理解の促進を図る。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を

	拡げ、各年度に定める伊丹市における調達実績目標額を下回らないように努める。 ○定期的に障がい者就労施設と本市が互いのことを知り合う機会を提供するように努める。
--	---